

概要

設置主体 土浦市
運営主体 土浦市
施設名称 土浦市療育支援センター

対象

土浦市在住の児童及び保護者
(事業により異なります。)

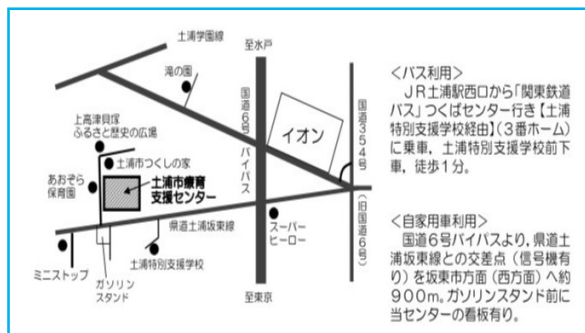
沿革

- 昭和45年11月 土浦市肢体不自由児母子療育センター(現つくし療育ホーム) 開所
- 昭和48年 6月 つちうらつくし学園(現つくし学園) 開所
- 昭和55年 6月 土浦市中心身障害者福祉センター開設に伴い、つちうらつくし学園および土浦市肢体不自由児母子療育センターは、「つくし療育ホーム」に名称変更
- 昭和57年 9月 幼児ことばの教室事業開始
- 平成16年 5月 つくし療育ホーム「おひさま教室」開始(従来対象児は「ゆりかご教室」)
- 平成18年 4月 土浦市中心身障害者福祉センターが「土浦市療育支援センター」へ名称 変更
- 平成24年 4月 早期療育相談事業が当センター所管となり、同年11月に早期療育相談開所
- 令和 3年 4月 保育所等訪問支援事業開始

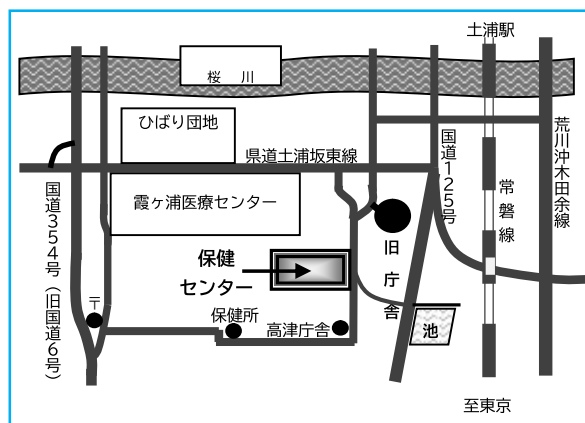


アクセス

つくし学園・つくし療育ホーム



幼児ことばの教室・保育所等訪問支援・早期療育相談



<バス利用>

- ・キララちゃんバス
JR土浦駅西口3番のりばBコース「土浦年金事務所」下車、徒歩1分
- ・関東鉄道バス
JR土浦駅西口6番のりば「学園並木・みどりの駅・水海道駅」「天川団地入口」行き「国立病院入口」下車、徒歩5分

<自家用車利用>

霞ヶ浦医療センター東側入口より南に約200m

土浦市療育支援センター



土浦市療育支援センターは、お子さんの健やかな発達を支援するため、発達にかかわる相談や児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援等の事業を行っています。
お子さんの発達に関して気になることは、お気軽にご相談ください。



つくし学園 つくし療育ホーム

〒300-0811
土浦市上高津1809
土浦市療育支援センター
電話 029-824-8013
E-mail ryouikusien-c@city.tsuchiura.lg.jp

幼児ことばの教室・保育所等訪問支援
早期療育相談

〒300-0812
土浦市下高津2-7-27 土浦市保健センター3階
電話 ●幼児ことばの教室 029-826-3472
●保育所等訪問支援 029-826-3472
●早期療育相談 029-822-3411
E-mail ryouikusien-c@city.tsuchiura.lg.jp

開所日 月～金(祝日・年末年始を除く)

8:30～17:15



つくし 学園

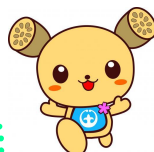
《児童発達支援センター》

3歳以上から就学前までのお子さんが通園し、保育士や児童指導員が、集団活動や生活指導を中心とした療育指導を行います。また、作業療法士や言語聴覚士による個別指導、専用バスによる送迎サービス、給食の提供も行っています。

※児童発達支援センターとは

日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行う、児童福祉法に基づく施設です。利用される場合は、通所受給者証が必要になります。

土浦市療育支援センターは
発達に支援を必要とする
お子さんとそのご家族に
様々な事業で支援を行っています。



土浦市イメージキャラクター つくし

お子さんの
発達に応じ
た支援を行
います。

お子さんの
発達、子育て、
療育等の相談
に応じます。

地域に出向
いた支援を
行います。

つくし 療育 ホーム

《児童発達支援事業》

■ゆりかご教室

0歳から就学前までのお子さんとその保護者に、保育士や作業療法士が、集団指導や個別指導、機能訓練等を通して、運動発達を促し、療育に必要な知識と技術を習得できるように支援を行います。

■おひさま教室

1歳6カ月から就学前までのお子さんとその保護者に、保育士や作業療法士が、集団での遊びや活動を通して、基本的な生活習慣や社会性の基礎を身につけ成長を促していけるよう支援を行います。

保育所等 訪問支援

《保育所等訪問支援事業》

保育所・幼稚園・認定こども園等に通う就学前までのお子さんに対し、訪問支援員（心理職等の専門職員）が通所先へ訪問し、集団生活に適応できるように個別の療育支援を行います。

※保育所等訪問支援とは

児童福祉法に基づくサービスです。利用される場合は、通所受給者証が必要になります。



幼児 ことばの 教室

《児童発達支援事業》

就学前までのお子さんに、心理職員や児童指導員が、言語・コミュニケーション・認知・運動等の発達を促すため、個別指導を中心とした療育を行います。

※児童発達支援事業とは

日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行う、児童福祉法に基づくサービスです。利用される場合は、通所受給者証が必要になります。

早期療育 相談

■お子さんの発達にかかわる相談に、心理職員や早期療育相談員が個別にお受けします。

■児童発達支援などの福祉サービスを利用する場合に、相談支援専門員が、利用できる制度やサービスについてご説明しサービス等利用計画の作成を行います。また、サービス利用後の状況について、モニタリングを実施し、サービスを円滑に利用できるよう支援します。

《障害児相談支援事業・特定相談支援事業》